

みうら・宮川フィッシャリーナ

年間利用者応募要項

応募対象 動力付ヨット・動力付ボート（艇全長：8.5m以下、艇全幅：2.8m以下）

注1 船舶検査証書の用途欄が「プレジャーヨット」又は「プレジャーモーターボート」となっていること。

注2 艇全長・全幅は、船舶検査証書、船舶検査手帳等に記載されている登録長ではなく、船外機（プロペラを揚げた状態）等の付属品を含んだ実測した艇の全長、全幅をいいます。

○ 令和元年6月7日から、空バースがある場合に限り、通年で応募することが出来ます。

- * 県のホームページをご覧ください、応募要項をご確認ください。
- * 必ず電話で空きバースの有無の確認と応募予約をお願いします。
- * 空きバースが無い場合は、応募予約の受け付けは出来ません

○ 応募概要

★ 応募資格 申請者が、次の①②③④のすべてに該当する方

- ① 応募艇の所有者（共同所有者含む、法人を除く）
- ② 日本小型船舶検査機構に登録済で、利用可能通知後2ヶ月以内に宮川施設に艇を搬入出来る方
- ③ 神奈川県在住者（共同所有者含む）
- ④ 小型船舶操縦士免許（特殊小型船舶操縦士免許を除く）の保有者

★ 欠格事項

- ① 現在みうら・宮川フィッシャリーナに停係泊許可を受けている者
- ② 過去にみうら・宮川フィッシャリーナの停係泊許可を受けたことがある者
- ③ 当事務所の行う停係泊許可において過去5年以内に許可取消処分を受けたことがある者
- ④ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号に定める暴力団及び同条第4号に定める暴力団員等

★ 利用開始日 実測した艇が適合した日から利用は可能
利用期間が1年（4月から翌年3月まで）に満たない場合は、月割りの利用料金となります。

【問合せ先】

神奈川県東部漁港事務所 漁港課

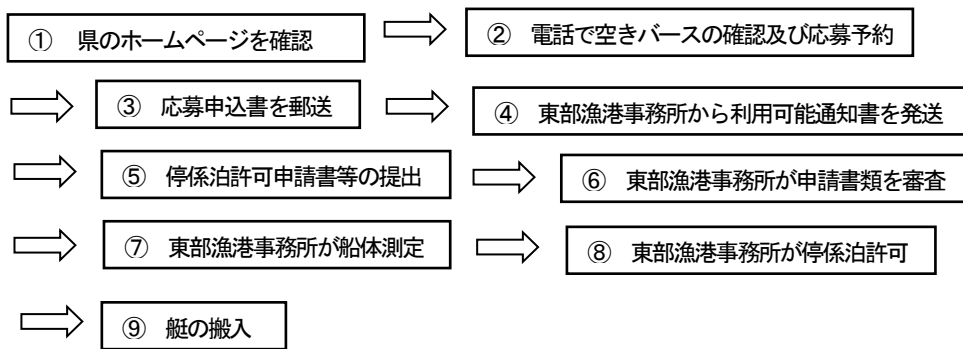
電話 046-882-1232

平日 午前9時から12時まで午後1時から午後5時まで

（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除きます。）

1 応募及び申請の手続き

(1) 手続きの流れ



(2) 手続きの内容

- ① 県のホームページをご覧ください。応募要項をご確認ください。
 - * HPアドレス：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pj3/cnt/f896/p8998.html>
 - * 空きバースが無い場合は、応募予約の受付は出来ませんので予めご了承ください。
- ② 電話で空きバースの有無の確認と応募予約
 - * 確認、予約先：東部漁港事務所漁港課（電話 046-882-1232）
 - * 受付日、時間：月曜日から金曜日、午前9時から12時まで午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除きます。
 - * 注意事項：電話での応募の順に、応募申込書（郵送）を受け、応募手続きを行います。
：応募予約の有効期限は、電話での応募予約の日から14日以内とします。この期限日を経過した場合は、応募予約は無効となります。
：なお、応募予約後であっても、応募資格がないことが判明した場合は応募及び申請の受付はできませんので、予めご了承ください
- ③ 電話で応募予約後、応募申込書を郵送する。
 - * 提出物：「みうら・宮川フィッシャリーナ年間利用者応募申込書」（8ページ参照）、「誓約書」（10ページ参照）を記入のうえ、返信用封筒 長3定形94円切手貼付
ヨコ12cm×タテ23.5cm(A4三ツ折りが入る大きさのもの、封筒に宛名を明記)を同封下記宛先に郵送してください（7ページ参照）
 - * 提出先：〒238-0232
三浦市晴海町1-7
神奈川県東部漁港事務所 漁港課 「みうら・宮川フィッシャリーナ年間利用者応募申込」係
 - * 提出方法：郵送（持参、FAX、メールは不可）
 - * 提出期限：電話での応募予約の日から14日以内（当日消印有効）
 - * 応募申込書を郵送していただき、書面審査終了後、適格と認められた場合は改めて利用可能通知書及び停係泊許可申請に必要な書類等を発送します。
 - * 応募申込書を受け付けた後は、艇の種類（ヨット・モーターボート）及び申請者、共同所有者の変更はできません。

- ④ 東部漁港事務所から、利用可能通知書及び停係泊許可申請書類を郵送
 * 応募者へ通知（利用可能通知及び停係泊許可申請書に必要な書類）を郵送します。
 * 通知書の記載内容をご確認ください。
- ⑤ 停係泊許可申請書等の提出
 * **利用通知後、1ヶ月以内に郵送又は来所（当日消印有効、来所の場合は午後5時まで）にて停係泊許可申請を行っていただきます（11 ページ参照）。**
- なお、1ヶ月以内に申請手続きを行わない場合は、応募及び申請は無効となります。
- ・船舶検査証書の有効期限が切れている場合は、日本小型船舶検査機構の検査を許可申請までに必ず受検してください。
 - ・プレジャーボート用の賠償責任保険に加入していない場合は、許可申請までに加入（加入申込証書の写し）してください。
- ⑥ 東部漁港事務所が、提出された停係泊許可申請書等の審査を行います。
 「許可申請書」「誓約書」「船体管理計画書」「船舶検査証書・検査手帳」「損害賠償保険」等
- ⑦ 申請書類が適格と認められた場合は、東部漁港事務所（当事務所職員）が船体測定を行いますので「船体測定実施依頼書」にて希望日時を調整します。
- ・原則として、当所が指定した場所へ艇を搬入し、船体測定（上限として定められた大きさ以下であることの確認）を受けていただきます。
 - ・船体測定は、船外機（プロペラを揚げた状態）等の付属品を含んだ艇の「全長」、「全幅」を実測します。（艇全長：8.5m以下、艇全幅：2.8m以下）
 - ・実測場所は、みうら・宮川フィッシャリーナの主棧橋を予定していますが、指定した日に天候等の理由により搬入できない場合は、代替日や場所について相談の上で決定します。
 - ・指定されたバースへの搬入は、海上から行ってください。陸上からはできません。
- * 測定日時は「確認実施依頼書」により、予めご希望を伺っていますが希望に沿えない場合もあります。（その場合、別途調整します。）
- * なお、事情により申請を取りやめる場合は「みうら・宮川フィッシャリーナ年間利用申請書辞退届」に記名、押印の上、速やかにFAX又は郵送によりご提出願います。
- ⑧ 艇の実測を行い規定内であれば、東部漁港事務所から停係泊許可書等を郵送します。
- ⑨ 艇の搬入は原則として実測確認後に利用可能とします。
- ・利用期間が1年（4月から翌年3月まで）に満たない場合は、月割りの利用料金となります。
 - ・年間の利用料（消費税を含む金額）については、利用料の額を定めている「神奈川県漁港管理条例」の改正により、利用料を変更することがありますので、予めご了承ください。
- 応募申請に際し、宮川フィッシャリーナの「2主な利用条件」及び「4施設の概要、運営について」等を十分理解したうえで応募申請してください。
- 利用可能通知後、2ヶ月以内に宮川施設に艇を搬入出来なかった場合は、応募及び申請を無効とさせていただきます。
- なお、再度応募することは可能ですが、新たな電話での応募予約からとなりますので、その時点で、空きバースが無い場合は、応募予約の受付はできませんので、予めご了承ください。
- 空きバースが生じた場合は「県のホームページ」の空き状況覧に掲載します。

2 主な利用条件

- (1) 施設を利用できる方は、「許可艇所有者」、「共同所有者」及びその方の同伴者です。
- (2) 許可の期間は停係泊許可の日から令和2年3月31日まで（単年度許可）です。継続して利用する場合は、年度ごとに停係泊許可の申請が必要です。
- (3) 泊地利用は通年可能です。なお、管理棟の利用時間は次のとおりです。
利用時間 午前9時から午後5時まで
ただし、7月1日から8月31日までの間は 午前9時から午後6時まで
- (4) 施設の管理上必要がある場合は、利用を許可した係留施設を変更したり、臨時的に艇を移動していただくことがあります。基本的に指定した場所以外の利用や場所変更は認めません。
- (5) 艇の管理は、利用者の責任で行っていただきます。許可に当たって、誓約書等の提出が必要となります。
- (6) この許可にかかる権利は譲渡できません。また、転貸や担保に供することもできません。
- (7) 許可後の艇の変更及び係留場所変更は原則として認められません。
- (8) 許可後の艇の所有権の移転（同じ許可の共同所有代表者又は共同所有者間での持分割合の変更を除く）は、相続のほかはできません。
- (9) 営利を目的として施設を利用したり、施設で営業行為を行うことはできません。
- (10) 三崎漁港の管理に支障を及ぼさないよう常に自己の責任において艇を適正に管理しなければなりません。また、台風等により荒天が予測される場合は、速やかに停係泊状態を点検し、他に影響を及ぼさないよう十分な措置を講じなければなりません。
- (11) 艇の管理状況の不具合により、施設に損傷を与えた場合は、当該施設を自己の負担で原状に復旧しなければなりません。
- (12) 利用者間において生じた問題は、利用者間で解決しなければなりません。
- (13) 自然災害による被災については、県は補償しません。
- (14) 上記を含め、別途定める施設の利用に関する諸規程に従っていただきます。

3 年間の利用料

年間の利用料（消費税を含む）は、次のとおりです。

利用料（消費税を含む。）

艇の長さ	6.5メートル以下のもの	6.5メートルを超え 8.5メートル以下のもの
	令和元年度、年間の停係泊料 (4月から翌年3月まで)	272,500円
令和元年6月～令和2年3月 までの停係泊料	227,500円	273,000円

- ※ 艇の長さは、船外機（プロペラを揚げた状態）等の付属品を含んだ実測値です。
- ※ 利用期間が1年（4月から翌年3月まで）に満たない場合は、月割りの利用料金となります。
（この場合、艇の搬入の有無に係わらず許可の日から利用料を算定します。）
- ※ 年間の利用料を、別に指定する日までに指定の金融機関に納入していただきます。
- ※ 駐車場はありますが、別に料金が必要です。
- ※ 令和2年度の年間の利用料 : 275,000円 又は 330,000円 (改正後年額)

4 利用できる施設の概要

みうら・宮川フィッシャリーナ

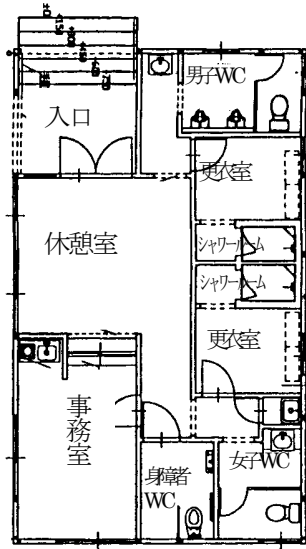


- 1 所在地 三浦市三崎町六合地先 <位置> 三浦市風車公園下（宮川湾）
- 2 係留施設 専用浮棧橋（ポンツーン） 水深 約3m（水置）
収容総艇数 96艇 ・ 一般募集用 91艇
・ 一時係留用 5艇（ゲスト艇）
- 3 その他の施設
管理棟（シャワールーム・トイレ・更衣室・休憩室）
駐車場（第1、第2駐車場、有料）
- 4 指定管理者 みうら漁業協同組合

施設の運営について

- 宮川フィッシャリーナについては、神奈川県内の放置艇対策として整備されたものです。艇の置き場を基本とした施設なので、一般的なマリナー等のような設備、サービスは整っていません。また、出入港、航行中の事故等への対処は、利用者の責任で行ってください。
- 浮棧橋の出入口には、ゲートを設置して施錠しています。なお、浮棧橋の周辺には、外部からの進入を規制するフェンス等はありません。
- 管理棟の利用時間内は、指定管理者が棧橋及び施設等の巡視を行いますが、艇の防犯、荒天時の艇の安全等、艇の管理は利用者の責任で行ってください。
- 施設内の係留棧橋には、給電、給水、給油、艇の修理施設はありませんが、宮川漁港内の別の岸壁で給水（有料）、給油することは可能です。
- 出入港できるのは、基本的に管理棟の営業時間内となっています。時間外に利用しようとする場合は、事前に管理棟に申し出てください。
- 入口ゲート内の管理棟側は、みうら漁協がオーナー専用の有料駐車場として使用している区域であり、みうら漁協と契約している車両以外は、原則として進入、駐車は出来ません。
また、フィッシャリーナ付近海面には、共同漁業権が設定されていて漁具も設置されており、夜間の航行は危険です。管理棟の営業時間内と併せて、日没前の帰港をお願いします。

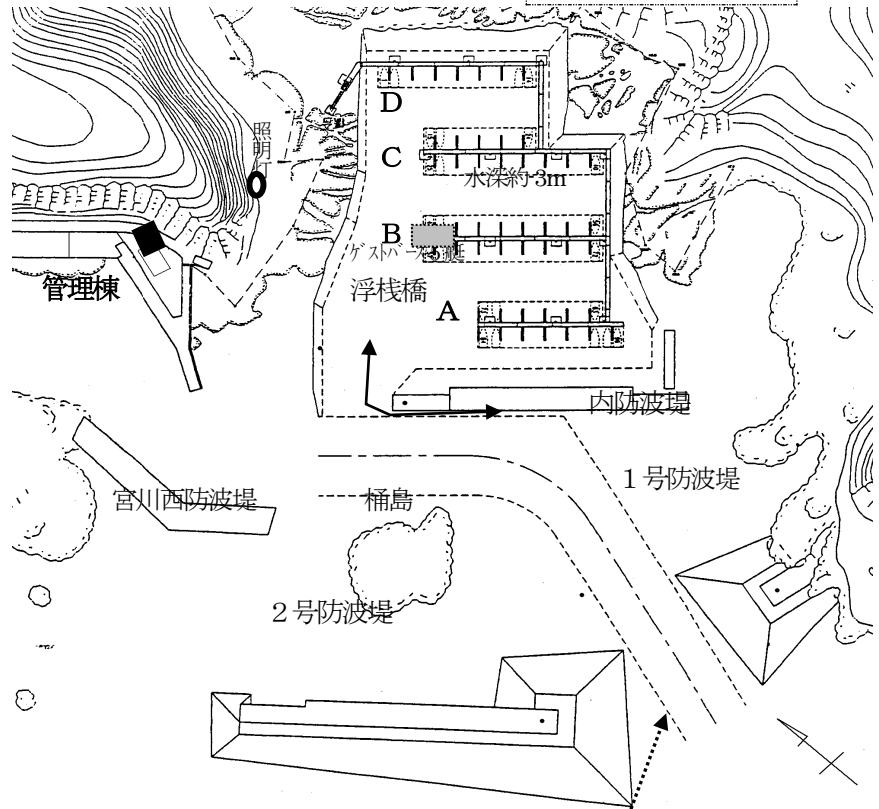
<管理棟>



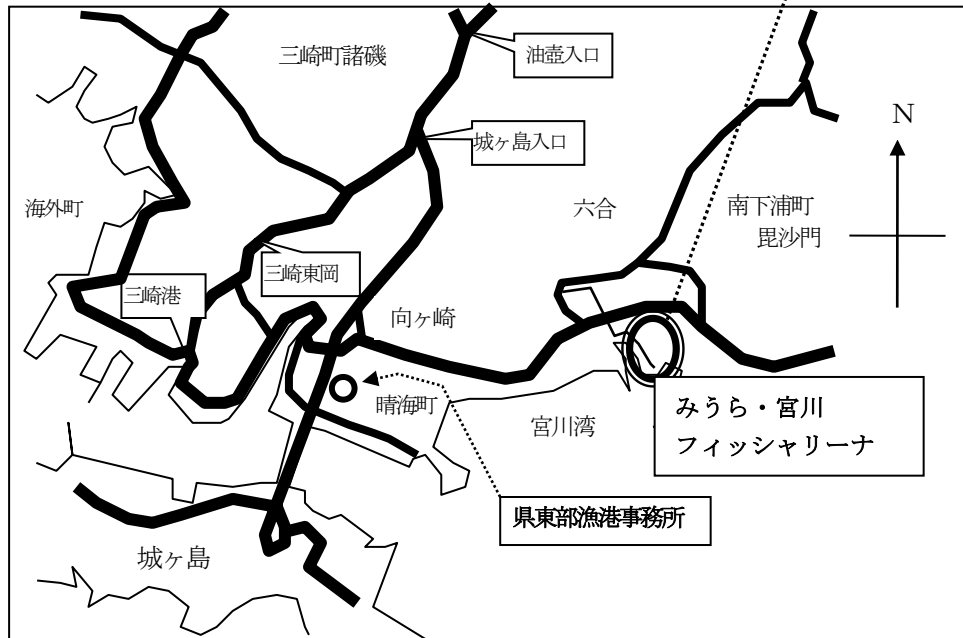
<係留施設>

(浮棧橋の寸法)

- ・主棧橋幅 1.5m
- ・補助棧橋幅 0.6m
- ・補助棧橋長 5.5m



<施設等位置図>



交通 バス：京急三浦海岸駅から剣崎・三崎東岡行き 「宮川町」下車徒歩約10分

車：県道215号（上宮田金田三崎港）を三崎方面に向かい宮川橋を渡ってすぐを右折し、
宮川漁港内

5 応募に必要な書類

(1) 「みうら・宮川フィッシャリーナ年間利用者応募申込書」 様式1 (以下「申込書」という。)

応募者・共同所有者は小型船舶登録原簿の一部事項証明書又は小型船舶登録事項通知書(以下「一部事項証明書等」という)に記載された者であり、かつ、その「一部事項証明書等」に記載されている者は全員が応募者・共同所有者のいずれかになっていなければなりません。

(2) 「誓約書」様式2

6 応募についての注意事項

- (1) 応募者1名につき応募できるのは1艇のみです。
- (2) 同じ艇について、2名以上の応募者が応募することはできません。
- (3) 申込書の「共同所有者名簿」に記載されている者(以下「共同所有者」という。)は、別の応募者又は共同所有者として応募することはできません。
- (4) 応募に必要な書類(以下「応募書類」という。)を受け付けた後は、艇の種類(ヨット・モーターボート)及び申請者、共同所有者の変更はできません。
- (5) 受け付けた応募書類(申請書類等)は、お返しできません。
- (6) 次の場合は、該当する応募者、共同所有者、艇を含むすべての応募が無効となります。
 - ア (1)に違反して、1名の応募者が2艇以上の応募をした場合
 - イ (2)に違反して、同じ艇について2名以上の応募者が応募をした場合
 - ウ (3)に違反して、ある応募の共同所有者が別の応募の応募者又は共同所有者として応募をした場合
- (7) 次の場合は、該当する応募又は申請書類は無効となります。
 - ア 応募書類に不備若しくは虚偽の記載があること又は応募資格がないことが判明した場合
 - イ 欠格事項に該当する場合
 - ウ 艇の「全長」が8.5mを超える場合又は「全幅」が2.8mを超える場合
艇全長・全幅は、船舶検査証書、船舶検査手帳等に記載されている登録長ではなく船外機(プロペラを揚げた状態)等の付属品を含んで実測した艇の全長、全幅をいいます。
 - エ 電話での応募予約の日から14日以内に応募申込書を提出しなかった場合
 - オ 利用可能通知後、1ヶ月以内に停係泊許可申請手続を行わない場合
 - カ 利用可能通知後2ヶ月以内に宮川施設に艇を搬入出来なかった場合
- (8) 宮川フィッシャリーナ年間利用者応募要項「2 主な利用条件」及び「4 施設の概要、運営について」等を十分理解したうえで応募してください。
- (9) 応募者・共同所有者は小型船舶登録原簿の一部事項証明書又は小型船舶登録事項通知書の記載内容や小型船舶操縦士免許の記載内容が、神奈川県在住になっていること。
- (10) 返信用封筒1通(94円切手貼付)を同封し、郵送してください。

<再掲>

- ★ 応募資格 申請者が、次の①②③④のすべてに該当する方
- ① 応募艇の所有者(共同所有者含む、法人を除く)
 - ② 日本小型船舶検査機構に登録済で、利用可能通知後2ヶ月以内に宮川施設に艇を搬入出来る方
 - ③ 神奈川県在住者(共同所有者含む)
 - ④ 小型船舶操縦士免許(特殊小型船舶操縦士免許を除く)の保有者

みうら・宮川フィッシャリーナ年間利用者応募申込書

受付番号	※この欄は記入しないでください
------	-----------------

神奈川県東部漁港事務所長 殿

私は、みうら・宮川フィッシャリーナ年間利用者応募要項及び応募資格の内容等（「2 主な利用条件」・「4 施設の概要、運営について」）を理解し納得のうえ、申し込みます。この申込書に虚偽の記載があるときは、応募を無効とされても異議ありません。

令和 年 月 日

申請者	(共同所有者の場合は共同所有代表者) (持分 /)		小型船舶操縦免許証	
	ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生	級	号
	住 所 〒 -	自宅電話 - -	携帯電話 - -	
ふりがな 船 名			船舶番号 第 - 号	
船舶の種類	1 ヨット 2 モーターボート	艇全長	. m (船外機等の付属品を含んだ長さ)	
艇 型	(メーカー)	艇全幅	. m (付属品を含んだ長さ)	
	(型式)	トン数	. トン (0.0トン、5トン未満)	
現在の 係留場所 (具体的に)	1 三浦市内 2 その他 (河川の場合は川の名前を明記)			

共同所有者名簿（共同所有代表者を除く）

ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生	持分
住 所	〒 - 自宅電話 - - 携帯電話 - -	/
小型船舶操縦免許証	級 番号	
ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生	持分
住 所	〒 - 自宅電話 - - 携帯電話 - -	/
小型船舶操縦免許証	級 番号	

(注) 共同所有者が3名以上の場合は、裏面に記入してください。なお、共同所有者全員の持分は、100%とします。

共同所有者名簿（共同所有代表者を除く）

ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生	持分
住所	〒 — 自宅電話 — — 携帯電話 — —	／
小型船舶操縦免許証	級 番号	
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生	持分
住所	〒 — 自宅電話 — — 携帯電話 — —	／
小型船舶操縦免許証	級 番号	
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生	持分
住所	〒 — 自宅電話 — — 携帯電話 — —	／
小型船舶操縦免許証	級 番号	
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生	持分
住所	〒 — 自宅電話 — — 携帯電話 — —	／
小型船舶操縦免許証	級 番号	
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生	持分
住所	〒 — 自宅電話 — — 携帯電話 — —	／
小型船舶操縦免許証	級 番号	
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生	持分
住所	〒 — 自宅電話 — — 携帯電話 — —	／
小型船舶操縦免許証	級 番号	

(注) 欄が不足する場合はコピーしてください

誓約書

年 月 日

神奈川県東部漁港事務所長 殿

申請者

郵便番号

住所

氏名

㊟

電話番号

みうら・宮川フィッシャリーナ年間利用者応募の募集に際して、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号に定める暴力団及び同条第4号に定める暴力団員等でないことを誓約します。

（参考条文）

○神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日条例第75号）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（省略）

- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日号外法律第七十七号）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（省略）

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（省略）

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

注)

- 1 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 2 船を共同で所有されている方は共同所有者全員分の「誓約書」が必要です。
- 3 用紙はコピーしてお使いください。

利用可能通知後に停係泊許可申請に必要な添付書類の一覧

- (1) 誓約書
- (2) 船体管理計画書
- (3) 共同所有者名簿
 - ・艇が共同所有の場合
- (4) 住民票記載事項証明書
 - ・応募者及び共同所有者全員の分を添付
 - ・氏名、生年月日、住所が記載されていること（その他の記載は不要）
 - ・いずれも申請日3箇月以内に交付されたもの
- (5) 申請者の顔写真
 - ・縦4センチメートル×横3センチメートル
 - ・裏面に申請者の氏名を記載
- (6) 艇の写真
 - ・横全景写真2枚、前面全景写真2枚、後面全景写真2枚（縦9センチメートル×横13センチメートル、カラー写真、船名の確認できるもの、裏面に申請者の氏名を記載）
- (7) 損害賠償保険証書の写し又は加入申込証書の写し
 - ・加入申込書の場合は、後日、損害賠償保険証書の写しを提出
 - ・保険金額は、自動車損害賠償責任保険の保険金額以上が望ましい。
- (8) 小型船舶登録事項通知書（最新写し）又は最新の小型船舶登録原簿一部事項証明書（写し）
 - ・小型船舶検査証書（写し）
 - ・小型船舶検査手帳（写し）
- (9) 小型船舶操縦免許証の写し
 - ・個人
 - ・共同所有者の場合は、1名以上の保有者分を添付
- (10) 応募艇の仕様書（艇の寸法等の仕様がわかるもの）、カタログ等
- (11) 艇の船体測定実施依頼書